

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
おきかへ
るものと
する)

目次
◇ 告 示 農地法第三条第二項第五号の農地又は採草放牧地の面積等

告 示

鳥取県告示第九百六十八号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第二項第五号の農地又は採草放牧地の面積及び同法第六条第一項第二号の小作地の面積を次のとおり定め、昭和五十一年四月鳥取県告示第二百六十三号（農地法第三条第二項第五号の農地又は採草放牧地の面積等について）は、廃止する。

昭和五十八年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取市		郡市名	区 域	農地法第三 条第二項第 五号の農地 又は採草放 牧地の面積 (ヘクタール)	農地法第六 条第一項第 二号の小作 地の面積 (ヘクタール)
湖山町	白兔、小沢見、内海中、御熊、三津、妙徳寺、双六原、矢矯、洞谷、瀬田蔵、長柄、福井、金沢、大畑、六反田、伏野、美萩野一丁目、美萩野二丁目及び美萩野三丁目	八坂、橋本、国安、蔵田、赤子田、長谷、倭文、玉津、横枕、猪子、向国安、竹生、上味野、朝月、源太、下味野、河内、榎原、松上、細見、尾崎、上原、上段、野寺、服部、菖蒲、徳尾、高路、有富、中村、篠坂、西今在家、北村及び本高	秋里、江津、安長、徳吉、南隈、晚稲、雲山、新、桜谷、正蓮寺、東今在家、下段、大塚、野坂、宮谷、嶋、大橋、里仁、岩吉、足山、布勢、桂見、高住、良田、三山口、東大路、中大路、西大路、久末、古郡家、美和、越路、杉崎、津ノ井、生山、桂木、船木、広岡、海蔵寺、紙子谷、香取、祢宜谷、商栄町、南栄町及び五反田町	〇・五	〇・九
				〇・四	〇・七
				〇・五	〇・八

円通寺、岩坪、上砂見、中砂見、下砂見及び西円通寺	〇・四	〇・八
浜坂、覚寺、円護寺、青葉町一丁目、青葉町二丁目、青葉町三丁目、田園町一丁目、田園町二丁目、田園町三丁目、田園町四丁目、松並町一丁目、松並町二丁目、松並町三丁目、小西谷、岩倉、卯垣、滝山、百谷、数津、叶宮長、的場、大覚寺、吉成、古市、賀露町その他の昭和二十八年七月一日町村合併前の鳥取市の区域及び松原	〇・四	〇・七
大杵	〇・三	〇・九
古海及び馬場	〇・三	〇・八
西品寺、吉岡温泉町及び富安	〇・三	〇・七
田島	〇・二	〇・七
吉岡、熊党、浦津、蚊屋、今在家、二本木、福市、諏訪、別所、大袋、上安曇、下安曇、青木、榎原、兼久、新山、古市、吉谷、橋本、奈喜良、石井、奥谷、日原、宗像、一部、上新印、赤井手、古豊千、高島、東八幡、水浜、美吉、下新印、八幡(三区を除く。)及び永江	〇・五	〇・九
米子市		
岡成、泉、下郷、日下、福万、石州府、河岡及び尾高(前田地区を除く。)	〇・五	〇・七
皆生、上福原、中島、車尾、観音寺、米原、東福原、西福原、両三柳、河崎、旗ヶ崎、上後藤、安倍その他の昭和二十八年十月一日町村合併前の米子市の区域(富士見町二丁目を除く。)並びに夜見町、彦名町、尾高(前田地区)、大崎及び葭津	〇・四	〇・七
八幡(三区)	〇・三	〇・九
富益町及び和田町	〇・三	〇・七
大篠津町	〇・二	〇・七
富士見町二丁目	〇・一	〇・七
黒見、横田、福光、国分寺、秋喜、国府、大谷、不入岡、和田、馬場町、和田東町、寺谷、上神、北面、穴沢、尾原、別所、鋤、谷津原、上古川、蔵内、石塚、福山、耳、鴨河内、広瀬、尾田、福富、福本、志津、杉野、沢谷、俣谷、長谷、中野、大河内、森及び三江	〇・五	〇・九
下米積、上米積、下福田、上福田、服部、今在家、桜、河来見、上大立、大立、立見、	〇・五	〇・八

倉吉市

<p>椋波、般若、福積及び岡</p>	<p>中江、小田、古川沢、下古川、井手畑、新田、大塚、穴窪、富海、下大江、生田、西倉吉町、丸山町、福守町、鴨川町、北野、中河原、東鴨、東鴨新町、長坂町、長坂新町、小鴨、大宮、岩倉、菅原及び西福守町</p>	<p>上井、上井町一丁目、上井町二丁目、大平町、海田東町、海田南町、海田西町、河北町、天神町、福庭、清谷、大原、広栄町、栗尾、下余戸、上余戸、八屋、伊木、山根、下田中町、円谷町、米田町、米田町二丁目、新陽町、歎経寺町、歎経寺町二丁目、上灘町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、南昭和町、東昭和町、東巖城町、幸町、見日町及び巖城(三明寺西地区を除く。)</p>	<p>巖城(三明寺西地区)、住吉町、湊町、東町、葵町、仲ノ町、荒神町、宮川町、宮川町二丁目、塚町一丁目、塚町二丁目、塚町三丁目、研屋町、明治町、明治町二丁目、大正町、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、福吉町、福吉町二丁目、魚町、東仲町、西仲町、西町、瀬崎町、東岩倉町、西岩倉町、越中町、越殿町、広瀬町、鍛冶町一</p>
	○・五	○・三	○・二
	○・七	○・七	○・七

境港市

<p>丁目、鍛冶町二丁目、旭田町、余戸谷町、河原町、八幡町、金森町及びみどり町</p>	<p>誠道町、幸神町、表垣町、三軒屋町、財ノ木町、美保町、芝町、清水町、外江町、高松町、竹内町、福定町、中野町、佐斐神町、小篠津町、新屋町、上道町、渡町及び森岡町</p>	<p>岬町、花町、入船町、東雲町、東本町、朝日町、相生町、中町、末広町、本町、日ノ出町、栄町、松ヶ枝町、京町、明治町、馬場崎町、大正町、浜ノ町、蓮池町、米川町、弥生町、昭和町、元町及び湊町</p>	<p>国府町大字山根、大字神垣、大字清水、大字岡益、大字谷、大字玉鉾、大字糸谷、大字高岡、大字美敷、大字廣西、大字廳、大字町屋、大字宮下、大字奥谷、大字中郷、大字國分寺、大字法花寺、大字三代寺及び大字安田</p>	<p>国府町大字神護、大字殿、大字上地、大字上荒船、大字荒船、大字山崎、大字中河原、大字松尾、大字吉野、大字新井、大字雨瀧、大字木原大字下木原、大字石井谷、大字大石、大字栃本、大字楠城、大字拾石及び大字菅野岩美町、大字太田、大字本庄、大字河崎、大</p>
	○・二	○・一	○・五	
	○・七	○・七	○・九	

岩美郡					
字新井、大字恩志、大字高山、大字鳥越、大字洗井、大字銀山、大字蒲生、大字馬場、大字相山、大字白地、大字長谷、大字眞名、大字岩井、大字宇治、大字唐川、大字大坂、大字小田、大字外邑、大字延興寺、大字池谷、大字黒谷、大字荒金、大字院内、大字長郷、大字高住及び大字岩常 福部村の全域	国府町大字麻生	岩美町大字大谷及び大字岩本	岩美町大字相谷、大字牧谷及び大字蒲富	岩美町大字田河内、大字陸上、大字大羽尾及び大字小羽尾	岩美町大字田後及び大字網代
○・五	○・四	○・四	○・三	○・二	○・一
○・八	○・九	○・八	○・八	○・八	○・七
八頭郡					
河原町大字山手、大字郷原、大字三谷、大字今在家、大字徳吉、大字片山、大字高福及び大字釜口	郡家町大字池田、大字石田百井、大字久能寺、大字西御門、大字殿、大字大門、大字山谷、大字花、大字覚王寺、大字篠波、大字上津黒、大字別府、大字麻生、大字落岩、大字明辺、大字姫路、大字福地、大字山志谷及び大字野町				船岡町大字上野、大字福井、大字郡家、大字見槻中、大字見槻、大字西谷及び大字志子部
○・八	○・五				○・八
河原町大字天神原、大字河原、大字渡一木、大字谷一木、大字長瀬、大字袋河原、大字布袋、大字稲常、大字本鹿、大字牛戸、大字神馬、大字小河内、大字湯谷、大字小畑、大字弓河内、大字北村、大字八日市、大字和奈見、大字水根、大字山上及び大字小倉	八東町のうち大字才代及び大字南を除く区域 佐治村のうち大字葛谷及び大字大井を除く区域				郡家町大字米岡、大字万代寺及び大字土師百井
○・九	○・五				○・九

<p>船岡町大字隼福、大字大江、大字下野、大字橋本、大字塩上、大字水口及び大字殿 河原町大字曳田、大字佐貫及び大字中井 八東町大字南 若桜町大字高野、大字菴米、大字荖荷谷、大字淵見、大字湯原、大字長砂、大字不香田、大字糸白見、大字根安、大字岸野、大字大炊、大字浅井、大字屋堂羅、大字諸鹿、大字米見野、大字赤松、大字三倉及び大字若桜 用瀬町大字金屋、大字権原、大字川中、大字宮原、大字安蔵、大字屋住、大字江波、大字家奥、大字鷹狩、大字赤波及び大字美成 佐治村大字葛谷及び大字大井 智頭町大字大屋、大字早瀬、大字野原、大字真鹿野、大字奥本、大字大背、大字東宇塚、大字西宇塚、大字河津原、大字岩神、大字坂原、大字中田、大字惣地、大字新見、大字口波多、大字波多、大字口宇波、大字宇波、大字篠坂、大字毛谷、大字大内、大字郷原、大字西野、大字大呂、大字芦津、大字八河谷、大字三田、大字山根、大字穂見、大字木原、大字埴師、大字横田、大字三吉、大字慶所、大字市瀬及び大字南方</p>		<p>○・四 ○・八</p>
<p>気高郡</p>		
<p>若桜町大字落折、大字小船、大字大野、大字中原、大字岩屋堂、大字吉川及び大字須澄 用瀬町大字古用瀬 八東町大字才代 用瀬町大字用瀬及び大字別府 智頭町大字智頭、大字尾見、大字西谷、大字中原、大字福原及び大字駒帰</p>	<p>○・三 ○・八</p>	<p>○・二 ○・八</p>
<p>気高町大字宝木、大字上光、大字下光元、大字常松、大字富吉及び大字奥沢見 鹿野町大字小別所、大字鷲峯及び大字河内 青谷町大字蔵内、大字大坪、大字奥崎、大字養郷及び大字善田</p>	<p>○・五 ○・八</p>	<p>○・五 ○・八</p>
<p>気高町大字八束水、大字下原、大字八幡、大字勝見及び大字浜村</p>		

<p>西 東伯町大字逢東、大字浦安、大字上伊勢、大字中尾、大字槻下、大字金屋、大字田越、</p>	<p>北条町大字江北及び大字國坂 大栄町大字西高尾、大字東高尾、大字岩坪、大字上種、大字下種、大字西穂波、大字島、大字穂波、大字原、大字瀬戸、大字東園、大字西園及び大字六尾 東伯町大字野井倉、大字中津原、大字三本杉、大字別宮、大字古長、大字矢下、大字宮場、大字八反田、大字法万、大字杉地、大字光好、大字森藤、大字勤、大字杉下、大字下大江、大字美好及び大字三保 赤碕町大字笹津、大字八幡、大字梅田、大字湯坂、大字光及び大字尾張</p>	<p>気高町大字酒津</p>	<p>青谷町大字小畑、大字河原、大字山根、大字早牛、大字青谷、大字長和瀬及び大字井手</p>	<p>青谷町大字桑原、大字澄水、大字楠根、大字紙屋、大字田原谷及び大字八葉寺</p>
<p>○・五</p>	<p>○・五</p>	<p>○・一</p>	<p>○・三</p>	<p>○・四</p>
<p>○・八</p>	<p>○・九</p>	<p>○・七</p>	<p>○・七</p>	<p>○・七</p>
<p>東伯郡</p>				
<p>大柴町大字由良宿、大字妻波及び大字大谷 東伯町大字野田、大字福永、大字大杉、大</p>	<p>東郷町のうち大字田畑及び大字久見を除く 区域 泊村の全域 三朝町大字中津、大字神倉、大字東小鹿、大字西小鹿、大字高橋、大字西尾、大字吉田、大字俵原、大字三徳、大字坂本、大字片柴、大字余戸、大字鉛山、大字柿谷、大字福吉、大字笏賀、大字小河内、大字福田、大字下谷、大字吉尾、大字鎌田、大字森、大字本泉、大字今泉、大字湯谷、大字牧、大字赤松、大字大柿、大字恩地、大字助谷、大字久原、大字曹源寺、大字木地山、大字加谷、大字穴鴨、大字大谷、大字下畑、大字福山、大字福本、大字上西谷、大字下西谷及び大字田代 関金町大字山口、大字郡家及び大字関金宿 北条町大字土下、大字米里、大字鳥、大字北尾、大字田井、大字弓原、大字下神、大字松神及び大字曲</p>		<p>赤碕町大字竹内、大字宮木、大字高岡、大字大父及び大字山川</p>	<p>大字保、大字徳万、大字丸尾、大字笠見及び大字八橋</p>
	<p>○・五</p>			
	<p>○・七</p>			

字山田、大字公文及び大字倉坂 赤碓町大字勝田、大字西宮、大字太一垣、 大字佐崎及び大字中村	大栄町大字龜谷	東伯町大字下伊勢	羽合町大字宇野、大字長瀬、大字久留、大 字田後、大字水下、大字上浅津、大字下浅津、 大字南谷及び大字光吉 東郷町大字田畑及び大字久見	三朝町大字砂原、大字三朝、大字山田、大 字横手及び大字大瀬 赤碓町大字赤碓、大字松谷、大字別所及び 大字出上	羽合町大字橋津、大字上橋津及び大字赤池 西伯町大字境、大字福成、大字阿賀、大字 清水川、大字西町及び大字東町 会見町金田、井上、御内谷、高姫、浅井、 市山、池野、鶴田、荻名、諸木及び朝金 岸本町小野、小町、金廻、大殿、坂長及び 岩屋谷 日吉津村の全域
	○・四	○・四	○・四	○・三	○・二
	○・九	○・八	○・七	○・七	○・七
西伯郡					
淀江町大字佐陀、大字小波、大字中間、大 字平岡、大字福類、大字西尾原、大字中西尾、 大字富繁、大字稲吉、大字高井谷、大字福岡、 大字本宮、大字福井及び大字今津 大山町稲光、妻木、富岡、長田、安原、保 田、上萬、平田、莊田、平、坊領、宮内、佐 摩、今在家、豊房、前、飯戸、赤松及び大山 中山町羽田井、束積、八重、樋口、石井垣、 退休寺、高橋、殿河内、上市、塩津、住吉、 岡、下市、松河原及び豊成	西伯町大字能竹、大字下中谷、大字上中谷 及び大字大木屋 岸本町丸山、小林、大原、須村、真野、番 原、福岡、久吉、口別所及び清原 大山町所子、平木、野田、清原、唐王、末 吉、国信、福尾、上野及び末長 中山町下甲、赤坂、潮音寺、御崎及び柴田	西伯町大字北方、大字猪小路、大字原、大 字西、大字絹屋、大字倭、大字与一谷、大字 鍋倉、大字馬場、大字徳長、大字武信、大字 道河内、大字伐株、大字鴨部、大字落合、大 字福類、大字掛相、大字馬佐良、大字中、大 字八金及び大字東上 会見町三崎、寺内、田住及び円山			
	○・五	○・五		○・八	○・七

岸本町上細見、立岩、吉定、岸本、押口、吉長及び遠藤 淀江町大字淀江及び大字西原 名和町のうち大字御来屋及び大字押平を除く区域	○・四	○・八
大山町神原	○・四	○・八
会見町宮前及び天萬	○・四	○・七
大山町中高 中山町田中	○・三	○・八
西伯町大字法勝寺	○・三	○・七
名和町大字押平及び大字御来屋	○・二	○・七
日南町折渡、印賀、宝谷、菅沢、茶屋、笠木、福万来、佐木谷、福寿美、福塚、神福及び豊栄	○・五	○・九
江府町大字宮市、大字助沢、大字下蚊屋、大字御机、大字美用、大字杉谷及び大字貝田 日南町阿毘縁、下阿毘縁、花口、神戸上、上石見、下石見及び三吉	○・五	○・八
江府町大字小江尾、大字久連、大字佐川、大字柿原、大字吉原及び大字大河原 溝口町福岡、畑池、福居、焼杉、船越、福		

島、福吉、二部、栃原、大滝、大坂、富江、福鎌、添谷及び大内		
日野郡 日南町河上、宮内、矢戸、丸山、霞、生山、多里、湯河、萩原、上萩山及び新屋 日野町のうち根雨、下榎及び黒坂を除く区域	○・五	○・七
江府町大字武庫、大字洲河崎、大字下安井及び大字俣野		
溝口町溝口、谷川、大倉、白水、根雨原、宮原、荘、父原、古市、中祖、字代、長山、上野、金屋谷、岩立及び大江		
江府町大字江尾	○・四	○・八
日野町下榎	○・四	○・七
溝口町三部	○・三	○・八
日南町三栄		
日野町黒坂	○・三	○・七
日野町根雨	○・二	○・七

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む)】